横芝光町訪問型サービス（独自）サービスコード表（令和6年4月～）

【色分けのルール】
■水色 → 新設　■黄色 → 変更　■灰色 → 廃止

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	（1）週1回程度の場合 1,176単位			1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービス11 日割			日割の場合 ÷ 30.4日	39単位	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12		（2）週2回程度の場合 2,349単位			2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス12 日割			日割の場合 ÷ 30.4日	77単位	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13		（3）週2回を超える程度の場合 3,727単位			3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス13 日割			日割の場合 ÷ 30.4日	123単位	123	1日につき
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	（1）標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		287単位	287	1回につき
A2	2511	訪問型独自サービス22		（2）生活援助が中心である場合	（一）所要時間20分以上45分未満の場合	179単位	179	
A2	2621	訪問型独自サービス23			（二）所要時間45分以上の場合	220単位	220	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		（3）短時間の身体介護の中心である場合		163単位	163	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ1	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	（1）週1回程度の場合	12単位減算	−12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ1 日割				日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	−1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ2			（2）週2回程度の場合	23単位減算	−23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ2 日割				日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	−1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ3			（3）週2回を超える程度の場合	37単位減算	−37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ3 日割				日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	−1	1日につき
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ1		ロ 1月当たりの回数を定める場合	（1）標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	3単位減算	−3	1回につき
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ2			（2）生活援助が中心である場合	（一）所要時間20分以上45分未満の場合 2単位減算	−2	
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ3				（二）所要時間45分以上の場合 2単位減算	−2	
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			（3）短時間の身体介護の中心である場合	2単位減算	−2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅰ	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅱ		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15%減算		1月につき
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅲ		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12%減算		1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15%加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15%加算		1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の 15%加算		1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10%加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10%加算		1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10%加算		1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5%加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5%加算		1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5%加算		1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			200単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算			（1）生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ				（2）生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50単位加算	50	月1回限度
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算		（1）介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			（2）介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			（3）介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算		（1）介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000 加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ			（2）介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の 24/1000 加算		